

日本の現状 — 障害のある子どもの就学の仕組み

まず、日本の状況について説明します。

障害のある子どもが通う学校は、大きく分けて二つあります。

一つは**特別支援学校**です。

もう一つは、通常の学校の中に設置される**特別支援学級**です。

特別支援学校は、通常の学校とは別に設置され、同じような障害特性をもつ子どもたちだけで構成されます。地域の通常の学校に通う子どもたちからは分けられ、結果として「分離された学校」に通うこととなります。

一方、特別支援学級は通常の学校の中にありますが、障害のない子どもたちとは別の学級に所属し、学びの大半をその学級で過ごします。

学校の中に、もう一つ別の学校があるような構造になってしまっているのが現状です。

このような仕組みを、日本の文部科学省は長年にわたり推進してきました。

就学先を誰が決めているのか

最も大きな問題は、**誰が就学先を決めているのか**という点です。

学校教育法施行令には、市町村教育委員会が「特別支援学校に就学させることが適当である」と認めた子どもについては、通常の学校への入学通知を出さない、という仕組みが定められています。

つまり、

- 親が決めるのではない
- 子どもが決めるのでもない
- **教育委員会が最終的に決める**

この構造が制度として組み込まれています。

教育委員会は、

- 子どもの障害の状態
 - 教育上必要な支援内容
 - 地域における教育体制の整備状況
- などを「総合的に勘案」して判断するとされています。

しかし実際には、この判断によって
「あなたは特別支援学校に行くことになります」
と事実上決定される仕組みです。

就学 相談の実態

制度上は、就学前に「就学相談」が行われます。

文科省は、

- 本人・保護者の意向を十分に聴取し尊重すること
- 就学相談は一方的な説明や説得の場ではなく、合意形成のプロセスであること
- 複数の選択肢を提示し、情報提供責任を果たすこと

としています。

一見すると、非常に丁寧で良い仕組みに見えます。

しかし、実際にはその前提として、

就学先を決める権限は教育委員会にある

というルールがすでに存在しています。

つまり、「話は聞くけれど、決定権は教育委員会にある」という構造です。

どれだけ本人や保護者が通常の学校を希望しても、
それが通るとは限りません。

不服申立ての制度も、第三者が審査する仕組みも、実質的な救済機関もありません。

結果として、就学相談は形式的なものになりがちで、

保護者が「仕方がない」と同意せざるを得ない状況が生まれています。

分離は差別ではないのか

このような制度は、**障害を理由に子どもを分ける**仕組みです。

私は、これは子どもの権利条約、そして障害者権利条約に明確に反すると考えています。

では、子どもの権利条約はこの問題をどう考えているのか。

ここから条約の内容を見ていきます。

子どもの権利条約 23 条の意味

子どもの権利条約 23 条は、障害のある子どもについて次のように述べています。

精神的又は身体的な障害のある子どもは、尊厳が守られ、自立が促され、地域社会への主体的な参加が可能となる条件のもとで、

人間らしい生活を享受すべきである。

ここで使われている “enjoy” という言葉は、「与えられる」ではなく「主体的に享受する」という意味を持ちます。

23 条が示している条件は、

- 尊厳の保障
- 自立の促進
- 地域社会への主体的参加

これらが満たされてはじめて、人間としてふさわしい生活が可能になる、という考え方です。

医療モデルと社会モデル

子どもの権利条約 23 条では、

“mentally or physically disabled child”

という表現が使われています。

これは一見すると、「障害が個人の属性である」と捉える医療モデル的な表現にも読めます。

一方、2006 年に採択された障害者権利条約では、

“persons with disabilities”

という表現が用いられています。

これは、

「人が先にあり、障害はその人に付随するもの」

つまり、障害は社会が作り出すバリアによって生じる、という社会モデルの考え方です。

確かに言葉だけを見ると、子どもの権利条約は医療モデル的に見える部分があります。

しかし、23 条が目指している内容は、

- 尊厳
- 自立

- 社会参加
- 権利の享受

であり、単に「治療すればよい」という発想ではありません。
社会の側を変えることによって、障害は克服される。
そう読める、過渡的で先進的な条文だと私は考えています。

「可能な限り一緒に」という原則

23条3項では、
可能な限り社会参加を実現すること
が求められています。

ここでいう「可能な限り」とは、

「できるところまでやったからもういい」という意味ではありません。

最大限の努力を尽くした上で、なお例外的に分離が許される
という意味です。

原則は「共に」。

分離は例外です。

学校での学びは、子どもにとって社会参加の中心です。

家庭の次に大きな生活の場が学校です。

だからこそ、

「いっしょに学ぶこと」

は、障害のある子どもだけの問題ではありません。

学びの目的（29条）との関係

子どもの権利条約28条は、すべての子どもに学ぶ権利があることを定めています。

2条は、その権利が差別なく保障されることを確認しています。

そして29条は、学びの目的を示しています。

- 他者の尊重
- 寛容
- 平等
- 連帯
- 多様な人々の理解

これらは、異なる背景や特性をもつ人といっしょに学ぶ経験なしには達成できません。

つまり、
いっしょに学ぶことは、学びの目的そのものに不可欠なのです。
これは、障害のある子どものためだけではなく、
障害のない子どもにとっても不可欠です。

障害者権利条約 24 条との接続

障害者権利条約 24 条は、
差別のない教育を受ける権利を明確に定めています。
締約国は、
あらゆる教育段階において、
いっしょに学ぶインクルーシブな教育制度を確保しなければならない
とされています。
目的として掲げられている内容は、
子どもの権利条約 29 条とほぼ同じです。

日本への国連からの勧告

2022 年、国連障害者権利委員会は、日本に対して厳しい最終所見を出しました。

- 分離教育を終わらせること
- インクルーシブ教育への具体的戦略を策定すること
- 通常の学校が障害のある子どもの入学を拒否できない法整備を行うこと
- 教職員への十分な研修を行うこと
- いっしょに学ぶ環境の中で、個別化された支援を提供すること

これは、「一緒にするだけで終わり」ではありません。
一緒に学びながら、必要な支援を同時に行うことが求められています。

教育という言葉への問い

最後に、「インクルーシブ教育」という言葉について。
私は、「教育」という言葉そのものに疑問を持っています。
教育は、大人から子どもへの一方的な働きかけになりがちです。
子どもの権利として語るなら、
「教育を受ける権利」よりも
「学ぶことへのアクセスの権利」「学べる権利」

と捉えるべきではないかと考えています。
本来、子どもたちは一緒に学ぶ存在です。
それができていない現実を是正するために
「インクルーシブ」という言葉が必要になっている。
本来あるべき姿に戻すこと。
それが、いっしょに学ぶ権利の実現です。
